

当院を受診された患者さんへ

次世代医療基盤法に基づく医療情報の提供の再開について

2022年11月16日にお知らせしました、次世代医療基盤法に基づく医療情報の不適切取得事案につきましては、事象の原因、対策、再発防止策等の報告を踏まえて、個人情報保護委員会、及び主務府省より事業の再開について承認されておりますので、2023年5月25日より、認定事業者等への医療情報の提供を再開いたします。

詳細は別紙をご覧ください。



次世代の医療を皆様の医療情報で創ります。

皆さま一人一人の治療に関する情報を個人を特定できないよう加工し
新たな治療方法の発見や新薬開発などに役立てます。



(出典：内閣府ホームページより)

- 当院では、治療法や薬に関する研究などに役立て、皆さまがよりよい医療を将来受けられるようにするため、患者様の過去の医療情報を含め国が認定した事業者を提供致します。
- 認定事業者への医療情報の提供・管理は、国が定めた厳格な安全管理基準をクリアした方法で行われます。
- 認定事業者への医療情報の提供を望まない方は、お申し出下さい。
(提供を拒否しても皆様の治療への影響はありません。)

医療情報の提供先

次世代医療基盤法※に基づき、政府から認定を受けた認定事業者に提供します。

<https://www8.cao.go.jp/iryounintei/nintei.html>

詳しくは上記のホームページをご参照ください。

※次世代医療基盤法とは、わが国の健康長寿社会の形成に向け研究開発に資する世界最高水準の技術を用いた医療の提供に役立つ仕組みを実現すべく制定された法律です。

医療情報の提供内容、提供方法

当院での診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報（過去の履歴を含む。）を安全なネットワークで認定事業者に提供します。

- ✓ 薬の処方、検査結果、治療の記録、副作用などが記載された電子カルテ等の電子情報

次世代医療基盤法に関するお問い合わせ

次世代医療基盤法コールセンター

電話番号：0570-050-211（ナビダイヤル）、03-6731-9590（一般電話）

受付時間：月曜～金曜 9:30～17:30（土日祝日・年末年始は除く）

内閣府 日本医療研究開発機構 医療情報基盤担当室

<https://www8.cao.go.jp/iryou/index.html>



スマートフォンのQRコードを読み込むと該当のページを参照できます。

医療情報の提供を望まない方へ

- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。
〔実際に認定事業者が皆さまの情報を活用するのは、この書面をお渡ししてからおよそ30日経過後となります。〕
- 16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は、保護者等の方もこの手続きを行うことができます。
- 下記にご連絡頂き、提供の停止を求めることができます。

連絡先	神戸市立西神戸医療センター患者相談窓口
電話番号（代表）	078-997-2200
電話対応日・時間帯	平日 9:00～17:00

- 本人確認のために診察券または運転免許証等の提示を求めることがございます。予めご準備ください。
- 停止の求めを申請頂いた際は申請月以降の情報について提供を停止いたします。申請頂くより前の既に活用されている過去情報につきましては、可能な限り遅滞なく削除致しますが、ご要望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。